

# 5 社会保障協定

## 1 社会保障協定の意義

外国に派遣される日本国民の増加に伴い、日本と外国の年金制度等の両方に加入し保険料を負担しなければならない場合があるという**二重負担の問題**や、外国の年金制度に加入した期間が短いと年金給付を受けられない場合があるという**保険料掛け捨ての問題**が発生しています。

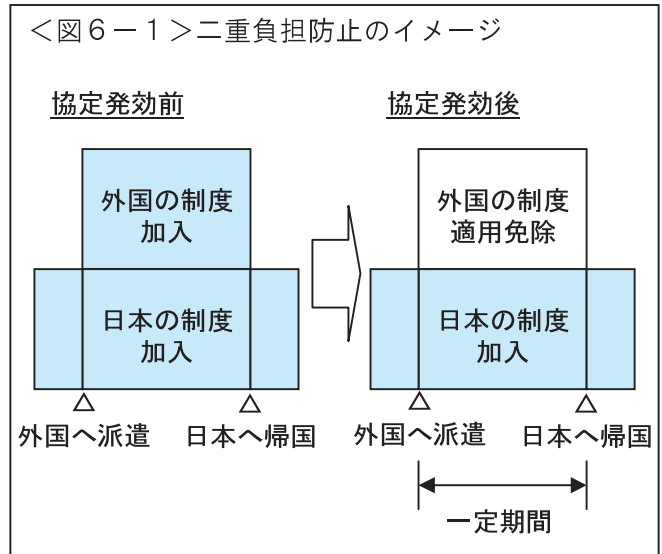
これらの問題に対し、制度の適用に関する調整によって二重加入を解消し、また年金期間の通算により年金受給権の確保を図ることを目的として社会保障協定の締結を進めています。

## 2 社会保障協定の締結状況

- ドイツ  
平成 12(2000)年 2 月協定発効
- イギリス  
平成 13(2001)年 2 月協定発効
- 韓国  
平成 17(2005)年 4 月協定発効
- アメリカ  
平成 17(2005)年 10 月協定発効
- フランス  
平成 17(2005)年 2 月協定署名
- ベルギー  
平成 17(2005)年 2 月協定署名
- カナダ  
平成 18(2006)年 2 月協定署名
- オーストラリア  
現在交渉中
- オランダ  
現在交渉中

## 3 二重負担の防止

社会保障協定により、日本又は外国の年金制度のいずれかのみ加入到し、いずれの制度が適用されるかのルールを定めます。



## 4 加入期間の通算

社会保障協定により、年金受給資格期間の計算に際して、日本と外国の年金制度への加入期間を相互に通算することとします。その際、年金額は両国それぞれの加入期間に応じた額とします。

